

第 2 期松阪市立小中学校児童生徒用タブレット等貸借及び運用保守 公募型プロポーザル審査基準

提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市の目指す教育の情報化に最も適した事業者を審査するため、プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により評価を行うものとする。

1. 基本的な考え方

提案見積価格が、別紙「第 2 期松阪市立小中学校児童生徒用タブレット等貸借及び運用保守公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)の「2.(4)貸借料上限額」に示す額の範囲内にある事業者を対象に評価を行うものとする。

学習用タブレットの貸借及び安全かつ効果的に活用するために必要となるソフトウェア、運用保守・支援等について、松阪市(以下「本市」という。)に最も適したプラン等を選定するため、プレゼンテーション審査において以下の評価を行い、評価結果を数値化する採点方式を採用し、各評価点を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者として契約候補者とする。

1-1 提案内容評価

提案内容評価は、本書「2-3 採点方法 (1) 提案内容評価」に示す項目ごとに、「企画提案書」による提案内容とプレゼンテーションにより「提案内容評価点」を与える。企画提案書は、別紙「第 2 期松阪市立小中学校児童生徒用タブレット等貸借及び運用保守 企画提案書記載事項 1. 企画提案書に係る記載事項」に沿って、提案内容を分かりやすく具体的に記述すること。

1-2 価格評価

- (1) 価格評価は、本書「2-3 採点方法 (2) 価格評価 ③価格評価点の計算」に示す計算式に基づき提案見積価格の総額を評価し、「価格評価点」を与える。
- (2) 提案見積価格は、貸借業務にかかる経費(利用開始から 60 か月間における端末の借上、ソフトウェア使用料、保守・補償費用、通信費用など)の合計とする。
- (3) 提案見積価格は、提案内容評価が終了するまで、実施要領「6. 審査方法」に掲げる委員会の委員に対して公表しないものとする。

1-3 プレゼンテーション審査概要

プレゼンテーションの概要については以下のとおりとする。

- (1) プレゼンテーションは、企画提案書による提案説明と質疑応答とする。

- (2) プレゼンテーションの際に、追加資料を配布することは認めない。
ただし、プレゼンテーション用にデモ機等を利用することは可とする。
- (3) プレゼンテーションの説明は、プロジェクト管理を担うものが行うこと。
- (4) プレゼンテーションの時間は、提案説明20分、質疑応答15分の計35分以内とする。
- (5) プレゼンテーションに必要な機器等については、プロジェクター及びスクリーンは市で準備し、その他の機器(パソコン等)は提案者が準備すること。なお、上記の35分とは別に、準備時間及び片付け時間はそれぞれ10分以内とする。
- (6) プレゼンテーションの順番は本市で抽選により決定し、別途通知する。

1-4 契約候補者の選定方法

「提案内容評価点」、「価格評価点」を合算した総合評価点が最も高い事業者を最優秀提案者として契約候補者とする。

$\text{総合評価点} = \text{提案内容評価点} + \text{価格評価点}$
--

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約候補者とししないものとする。

- ①提案内容評価点の合計が40点未満の場合
- ②提案見積書において提案があった金額が提案上限額を超えた場合

1-5 総合評価点の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応

提案内容評価点の高い者を契約候補者とする。

2. 評価の方法

評価は、以下の手順で行う。なお、各評価点の算出にあたっては、整数までを有効とし、小数点第1位以下を切り捨てる。

2-1 評価の視点

以下の視点で提案内容を評価する。

評価の種類	評価の視点
①提案内容評価	本市が求める要件に対し、性能、信頼性及び経済性を考慮した適正な提案であるかを判断するとともに、課題に対する対応策等から実現度・効果を評価し、「提案内容評価点」とする。

②価格評価	賃貸借業務にかかる経費について、見積内容の妥当性を重視した上で提案見積書の総額を評価し、「価格評価点」とする。
-------	---

2-2 配点

総合得点の満点を 100 点とし、各評価点の配点を下記のとおりとする。

評価項目	配 点
①提案内容評価点	70 点
②価格評価点	30 点
合計(総合評価点)	100 点

2-3 採点方法

(1) 提案内容評価

① 各項目の配点及び採点方法

提案内容評価点「70 点」を企画提案書の各項目へ次のとおり配点する。また、各項目の採点方法は次のとおりとする。

大項目と配点		小項目と配点	必須	配点
1 基本情報	4 点	1-1 企業の能力	○	2 点
		1-2 事業実績	○	2 点
2 プロジェクト管理	4 点	2-1 基本方針	○	2 点
		2-2 プロジェクト体制	○	2 点
3 学習用タブレット	5 点	3-1 基本構成(ソフトウェア含)	○	5 点
4 通信回線	22点	4-1 基本通信プラン・品質	○	20 点
		4-2 不感箇所への対処	○	2 点
5 導入支援	5 点	5-1 導入・運用設計	○	5 点
6 保守サポート	20 点	6-1 保守及び運用サポートの内容	○	20 点
7 ハードウェア補償	5 点	7-1 補償の範囲	○	5 点
8 その他	5 点	8-1 追加提案		5 点
合計	70 点			

② 提案内容評価基準

次の配点パターンに応じて、次の規定に基づき各項目を採点する。

評価基準	配点 2 点	配点 5 点
特に優れた提案である	-	5 点
優れた提案である	2 点	4 点
想定した程度の提案である	1 点	3 点
要件を満たしていない	0 点	0 点

評価基準(保守サポート)	配点 20 点
特に優れた内容を有する提案である	20 点
優れた内容を複数有する提案である	16 点
優れた提案である	12 点
想定した程度の提案である	8 点
要件を満たしていない	0 点

評価基準(基本通信プラン、品質)	配点 20 点
授業、持ち帰り学習、校外学習等に加えて、発展的な取り組みへの活用も期待できる通信プランが提案されている。	20 点
授業、持ち帰り学習、校外学習等に必要十分な通信プランが提案されている。	15 点
授業、持ち帰り学習、校外学習等に必要、最低限の通信プランが提案されている。	10 点
要件を満たしていない提案である。	0 点

③ 提案内容評価点

提案内容評価点の計算は以下の手順で行う。

ア)企画提案書の各項目を、②のとおり採点を行う。

イ)各項目は、実施要領「7. 審査方法」に示す委員会の委員が採点した点数の合計を上記①に示す各小項目の配点を基に小項目評価点を計算する。

小項目評価点 = 各小項目の配点 × (各委員採点の合計 / 満点)

※満点 = パターン毎の「特に優れた提案である」の得点 × 委員人数

ウ)イで求めた小項目評価点の合計を提案内容評価点とする。

(2) 価格評価

① 「提案見積書」の記載金額に含むものは次のとおりである。

大項目	小項目	
児童生徒用タブレット等賃貸借及び運用保守に係る経費	1.1 学習用タブレット等	周辺機器及び、ソフトウェア等のうち「公立学校情報機器整備事業費補助金」の対象品目として提供されるものについては、すべて当該項目に含めること。
	1.2 協働学習アプリ	協働学習アプリケーションライセンス費用
	1.3 学習支援ドリル	ドリル教材ソフトウェアライセンス費用
	1.4 Web フィルタリング	Web フィルタリングサービス費用
	1.5 ハードウェア補償	ハードウェア故障・盗難・紛失時の交換等に関する補償
	1.6 保守サポート	ヘルプデスクによる ICT 支援業務及び機器トラブルサポートならびに年次更新等
	1.7 通信費用	LTE 通信回線使用料
	1.8 その他	上記、1.1～1.7 に含まれない費用

② 提案見積評価における評価上限価格は次のとおりとする。

大項目	提案上限価格(税込)
児童生徒用タブレット等賃貸借及び運用保守に係る経費	1,388,050,000 円

③ 価格評価点の計算

価格評価点は、提案見積書の総額を基に次の算式により計算する。

$$\text{価格評価点} = (\text{最低提案見積額} / \text{提案見積額}) \times 30$$